

実践研究通信



2018年8月 第1号 編集・発行 福島県特別支援教育センター

実践研究通信の趣旨

実践研究通信は、年3回、発行します。通信の中で、特別支援教育センターの研究の進捗状況や研究推進モデル校、地区協力校の研究状況を報告していきます。また、学習指導要領の改訂のポイント等についても掲載していきます。

特別支援教育課事業説明

福島県では、平成30年度より特別支援学校教科指導充実事業を実施しています。この事業は、平成29年4月の特別支援学校学習指導要領の告示を受け、特に知的障がいのある児童生徒に対する教育課程の編成及び各教科における指導の工夫、各教科の目標に準拠した学習評価の充実などが求められることから実施しているものです。

本事業では、県立特別支援学校の教諭向けに新学習指導要領の周知徹底を行うこと、新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の充実に向けた実践研究（研究推進モデル校2校、地区協力校5校）を行うことの2本柱で事業を組み立てています。

新学習指導要領の周知徹底では、5月から6月に特別支援教育担当指導主事が、県内6地区7校の特別支援学校を会場とし、904名の教諭に学習指導要領の改訂の要点について説明を行いました。今後は、各校の実状に合わせて研修等を行い、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の充実と各校のカリキュラム・マネジメントの充実が図られることを期待しています。

特別支援教育センター研究内容

研究テーマ

平成30・31年度教育研究

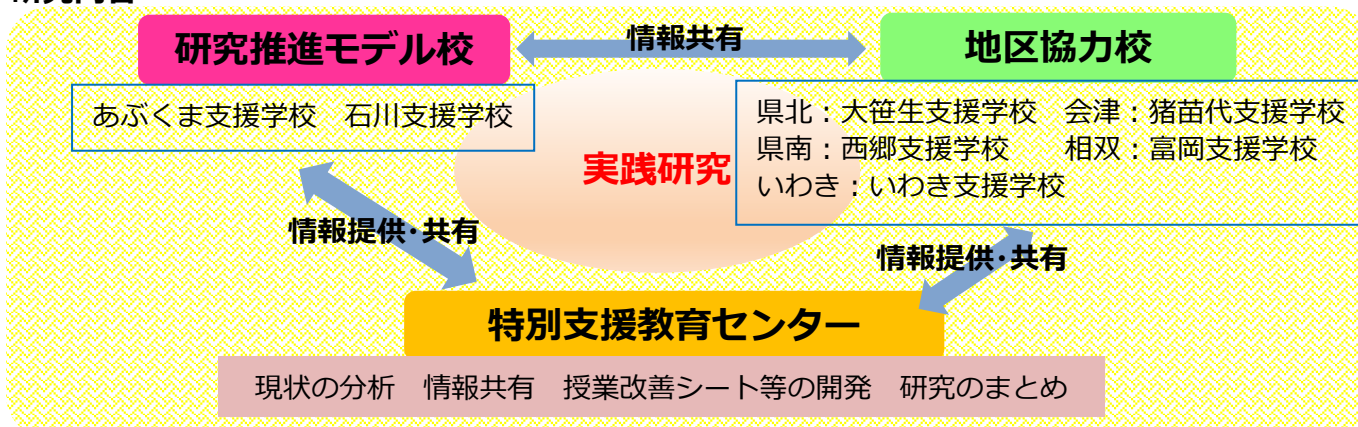
知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実

～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

研究の目的

新学習指導要領の趣旨を踏まえた実践研究により、知的障がいのある児童生徒への各教科の指導の充実を図り、児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上に資する。

研究内容



特別支援学校学習指導要領 改訂のポイント



特別支援学校の創意工夫の下、子供達の多様で質の高い学びを引き出すため、学校教育を通じて子供達が身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」として、①～⑥の視点に沿って総則の枠組みが構成されました。

総則の枠組みが「学びの地図」として構成！

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

①「何ができるようになるか」

第3節 教育課程の編成 ②「何を学ぶか」

第4節 教育課程の実施と学習評価 ③「どのように学ぶか」 ⑤「何が身についたか」

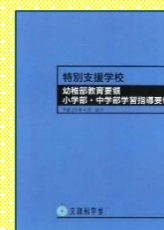
第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」

第6節 学校運営上の留意事項 ⑥「実施するために何が必要か」

第7節 道徳教育に関する配慮事項

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い ②「何を学ぶか」



育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学び、カリキュラムマネジメントという新しい言葉が出てきて、大切だと言われるけれど……。どんな意味なのか、くわしく知りたいなあ。

改訂のポイントとなる 3つのキーワード！

1 育成を目指す資質・能力

- 各教科等において育む資質・能力
- 教科等横断的な視点に立った資質・能力
 - (1) 学習の基盤となる資質・能力
 - (2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

もっと詳しく
解説
「総則編」
P189～194
P204～210

2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 主体的な学び：興味や関心 自己のキャリア形成の方向性と関連付け 見通しを持つ 粘り強さ 自己の学習活動の振り返り 等
- 対話的な学び：子供同士の協働、教職員等との対話 自己の考えを広げ深める 多様な表現 思考の広がり深まり 等
- 深い学び：「見方・考え方」の視点 情報を精査し考えを形成 問題を見だし解決策を考える 思いや考えを基に創造 等

もっと詳しく
解説
「総則編」
P250～268

3 カリキュラムマネジメントの充実

- 教科横断的な視点で、教育内容を組織的に配列していくこと
- 教育課程を編成し、実施し評価して改善を図る一連のPDCAサイクルの確立
- 教育内容と必要な人的・物的資源等を活用し効果的に組み合わせること
- 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善へつなげる

もっと詳しく
解説
「総則編」
P194～202